

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第 33 期豊島区青少年問題協議会第 4 回専門委員会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開 催 日 時		令和 8 年 6 月 24 日（水）17 時 30 分～19 時 00 分
開 催 場 所		豊島区役所本庁舎 8 階 804 会議室
議 題		1 開 会 2 議 事 （1）令和 8 年度の子ども・若者の意見聴取・反映の取組みについて（資料 1） （2）子どもの権利委員会との連携・情報共有について（資料 2） 3 その他 4 閉 会
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0 名
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
出席者	委 員	加藤悦雄、市川享子、中野航綺、関根由紀子
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課職員
会 議 資 料		・資 料 1 令和 8 年度の子ども・若者の意見聴取・反映の取組みについて ・資 料 2 子どもの権利委員会との連携・情報共有について ・参考資料 1 第 33 期豊島区青少年問題協議会委員名簿 ・参考資料 2 第 33 期豊島区青少年問題協議会の運営について ・参考資料 3 豊島区青少年問題協議会条例 ・参考資料 4 豊島区青少年問題協議会要綱

審 議 経 過

1 開会

(事務局より、各資料について説明)

2 議事

(1) 令和8年度の子ども・若者の意見聴取・反映の取組みについて(資料1)

事務局： (事務局より資料1について説明)

委員長： 今年度の取組案ということでご説明をいただきました。大きく分けて二点。一つはアイデアブックのブラッシュアップに関する事、子ども・若者総合計画(以下「計画」という。)の実施状況調査にどう反映させるのかというところも含めて進めさせていただければと思います。

もう一点は、この審議会をどうしていくのかについてです。

皆さんご意見などいかがでしょうか。

委 員： 本日の資料にある、アイデアブックの「ブラッシュアップと普及啓発」について質問です。この文言は、計画に則って使用する文言でしょうか。それとも、この会議の場だけで使う言葉なのでしょうか。

事務局： 子ども若者課の中では、検討課題としてブラッシュアップと普及啓発という言葉を使っているのですが、青少年問題協議会(以下「青少協」という。)の定例協議会でこの言葉を使用するかどうかについては事前に確認をしたほうがよいと考えておりました。公的なものとしてこの言葉のままでよいのか、それとももう少し整理した文言にするかです。

委 員： 昨年度からも議論されていますが、このアイデアブックを現場の方に手に取って内容を受け止めていただくということは、このアイデアブックに書いてあることを実行してもらうということでもあるので、現場の方にとっては求められることが多くなったりして、「やらされている感」が強まることも含め飽和状態になってしまうかもしれないと思います。「これは現場で活用いただく性質のものではあるけれども、現場と対話をして、現場の声を反映して修正をしながらやっていきますよ」ということを明示して、現場の職員の方自身も自分の声を聴いてもらえたという経験が原体験としてあれば、アイデアブックに関わる事業ではないところで行う場でも、その原体験を今度は他者にも、子ども達にも広がっていくのではないのでしょうか。さらに、現場では迷う場面もあると思いますから、事例を収集することも必要かと思います。

「取り組む時に、難しいと思う場面はどこですか?」といった問いかけは、オンラインのアンケートなどで割と早く返って来たりしますし、長くインタビューしなくても答えてもらえることかもしれません。

- 事務局： 事例収集についてはまさに、どういう聞き方をすれば、現場の方にとって、他の部署の役にも立てるような、共有したくなるようなことを出してもらえるのかという点が難しいと感じています。
- 昨年度、成功だけでなく、失敗してどうしたのかが大事で、そこを知りたいというご意見もありました。ですが、実際には現場からそのような事例を自然に引き出すことは少し難しいように感じる部分もあります。やはり、現場がこれは本当に共有したいと思ってくれるような事例の収集の仕方を工夫する必要があります。このことについては、先ほどお話がありましたように、まず大人の方が自分の意見を聴いてもらえたことがあるという経験を持っていることが大きく関わってくると思います。上から降ってきたようなものでは使ってもらえないどころか、負担を増やす存在に思われてしまいますよね。
- 実は、先立って、子ども若者課のとしま子どもの権利相談室の職員にこれを見てもらい、忌憚のない意見を募りました。書いてあることはともかく、やっぱりちょっと上から目線に見えるかな、といった率直な意見もありました。
- 子ども若者課としては、これをそのまま展開するのは厳しい半面、溝を埋められる方法を作れるかというのが、このアイデアブックのブラッシュアップにおいてとても重要なところだと思いました。
- 委員長： すごく難しいところですよ。上から降ってきたものにしないために、どうして子ども若者の意見を聞き、反映することが大事なのかということをたくさん話し合って、4ページ目にその目的などを載せたわけですけども、それでもなかなか、難しいですよ。
- 委員： アクションステップにおいては、今はどの段階にいるとお考えでしょうか。
- 年度単位で見ると、確かにステップ1から5までを1周させなければいけないというミッションがあります。ですが、これをじゃあ最後のゴールまで見据えて取り掛かった時に、今自分たちはどこにいるのかということが、実は今の話とも関係しているように思いました。
- 事務局： このアクションステップの捉え方については、二つの視点があるかと思うのです。一つは、事業単位で現場の中でぐるぐる回すためのアクションステップで、これが当初設定したアクションステップの考え方だと思います。
- その一方で、計画自体もある意味アクションステップの輪の中に入っていると考ええると、ステップ1と2の間にいるという認識ではあります。
- ステップ2で意見聴取を実施するために意見の聞き方をどうするか、ステップ1で企画している段階であるという認識です。
- 委員： 普及啓発という、ある程度できあがったもので行うものですよ。
- ここでのブラッシュアップとはフィードバックをして反映する、検証に近い意味合いかという印象で、そういうところを考えると、ブラッシュアップそのものをどう位置づけるかの検討はあってもいいのではないかなと思いました。
- 5ヵ年規模の計画で現在ステップ2にいること自体は、計画全体から見ても進みとして遅いものではないですし、今年度は意見聴取にフォーカスをする一年として位置づけていることがわかるように明示化できると、少しすっきりするのかと

思いました。

昨年、私達もたたき台として作成したということ意識していましたから、この作業をした昨年度をステップ1の企画の一年と位置づけても良いとも思います。

委員： そういう意味ではやはり一番読みやすいのが事例集だと思いますので、どのような職種の方のどのような場面での例を載せるかが大事ですし、しかもそのページをすぐに開けることも大事だと思います。

委員： 何段階か設定して、今はこの段階までできました、この次はこういうことする段階ですよというのがわかる見せ方もよいですね。

委員： そうですね。子どもから話が聞けたとか、この次は何をすればいいとか、わかりやすくいいのかなと思います。

委員： そうすると、例えば、「ここまでできたら支援が進んだな」とか、「これができたら子どもたちが心を開いてくれたな」みたいなものがあるといいですね。普段の実践の中でここまでできたとか、ここまでたどり着けたという達成感が感じられるフェーズというのは、普段の活動を通じて、いくつかの段階があって、「ここまで来たな」という実感は普段の経験の中でありますか。

委員： サイクルで考えたことがなかったもので、これを見て、そういうふうにサイクルにステップにすると分かりやすいのかと思う方もいると思います。

現場で毎日忙しいので、そのようなものがあると、フィードバックしやすく他の人にも伝えやすいのいいと思います。私自身もとても勉強になっています。

委員長： 現状のこのアイデアブックに記載されていることは、子どもや若者の意見を聴いたり、参加を進めるということが法律上とても大事なことで、それをただ聴くだけで終わるのではなくて、その前後も大事だということがステップとして示されています。意見を聴くといっても、年齢や子どもたちの特性によって工夫する必要がありますこととか、要点がたくさん示されていますけれども、これを実際に所管課や実践現場で進めてくださいという段階になった時に、大事なことが書いてあるところと、それを実際に展開していくところで、まだ少し乖離があるかと感じています。

それで私が思ったことは、このアクションステップを回していくときに、これは赤と青で施策レベルとか活動レベルとに分けて書いてあるんですけども、時間的なスパンでいうと、5年計画で1周回していくこともあれば、1年単位で回していくこともあり、さらに、子どもたちの声を聴いて、1年間かけて検討しなくてもすぐに改善できることであれば2週間レベルで回せる例もあると思います。子どもたちの声の中身によってすぐに見直して導入できるものに対しては柔軟に考えてもらえるようにしていくことも、もしかしたら大事なのかもしれません。もう一つ感じたのが、これを実際に現場に届けた時に、「お客様は神様です。」のような考え方と子どもの声を第一とすることとは質的に違うのだということは伝えていく必要があります。

これは、子どもの権利保障を進めていくための子ども若者の意見表明・参加の取り組みで、多分2つの視点が両輪であると思っています。

まず一つは、子どもの声を聴くというその行為そのものが子どもの権利実現を実

践しているということです。子どもが自分の声を聴かれたというその経験が子どもにとってかけがえのない育ちの機会になります。

だから、現場の人が子どもの声を聴くことは、手段ではなくて、聴くこと自体が目的なのだということを伝えていく必要があります。

もう一つは、何のために子どもの声を聴くかという、豊島区の条例に示されている子どもの権利を実現できているかどうかを、当事者である子どもの声を聴きながら点検していくものなのだということで、子どもの声は全部実現しなければいけないということではないのです。「自分たちの施策なり活動なり、子どもとの関わり方が子どもの権利基盤になっているかどうかを、子どもの声を聞きながら確認して実践してくださいね」ということですので、「子どもの声を聴くことは業務を増やすことではなく、これ自体が皆さんが子どもを育てている行為なんですよ」ということしっかりと伝えていけるといいと思いました。そこも含めて、実際に定着させていくために子どもの権利学習が欠かせないのだろうなと感じます。

委員：手に取った方にどうやって活かされるのかという視点で考えると、やはり行政文書というか、子どもの顔、子どもの姿がなかなか思い浮かびにくいように思います。これから事例収集の段階に入るという時に、現場の取組みの事例収集だけでなく、子ども・若者の声として、例えば、「こんなふうに意見を言って、こんなふうに伝えることができた」等の経験談がいくつか入っていると、一気に子どもの顔が見えてくるようになると思います。

子ども達のなかでは、たぶんまだ、本当に意見を言ってもいいの？とか、どうやって言うの？とか、内面にはまだあると思いますので、先頭に立つタイプの子や、意見を出すという意味での声の大きい子もいると思いますので、そういう子をロールモデルにしたり、先ほどから出ている、大人からまず伝えるというか、大人としての当事者の経験談から裾野を広げていくという方法があってもいいのかと思いました。

もう一つは、表現をもう少し柔らかくしてもいいのかと思う箇所があります。

例えば 15 ページの①の STEP 1-1 の「対象の子ども・若者の声に応じた企画・設計をする」は、「準備をする」といった表現でいいのかもしれませんが。

また、16 ページの②のところ、STEP 1-2 で「①意見を聞く子ども・若者を決定する」になっていますが、ここを「検討する」としたらいかがでしょうか。「決定する」というのは、区側に決定権があるという言葉になってしまうので、読み手との関係性を考えると、伝え方を変えた方が良くと思います。

そういう少し細かいところの表現を工夫すると、伝わる印象も変わってくるかもしれないと思いました。

事務局：子どもだけでなく、大人もその言葉から想起されるイメージを大事にすることが必要ですね。

委員長：そうすると、このブラッシュアップの視点で、子どもの声を集めていくと、確かに子どもの顔が見えるアイデアブックになっていきますね。「としま子ども会議」の場を活用したり、それぞれの現場でもいいですが、子どもたちに「意見を誰か

に伝えることができて良かったなって思った経験ある？」とか、逆に、「意見を聞かれずにすごくもやもやした経験ある？」等、いつどこで誰にどんなふうに聴かれたのか、その結果どのようなことが実現したのかの事例を集めてもいいかもしれません。

事務局： 昨年度の「としま子ども会議」では意見報告会といって、9月に子どもたちから発表していただいた内容を受けて、1月の報告会場で区側が検討結果を報告し、もう一度子どもたちの意見を出してもらう取組を実施しました。まさに、その時に、「この部分は意見が通ったけれども、もう少しこうして欲しかった」という話が出てきていますので、例えば何人かにそういうことを自分の言葉で書いてもらうとか、ほかにも中高生センターや子どもスキップで行う利用者会議においては、自分の意見が通ったという経験を持つ子どもたちがいると思うので、意見が通った経験、通らなかった経験をヒアリングしたり、アンケートをとってみたいしつつ、さらに現場の方々の協力をいただいて、現場のスキルで聞きやすい事例を挙げていただくなどもできそうだと思います。

委員長： 事例として最後に載せたり、コラムのような感じで所々にですかね。

委員： そうですね、架空の名前でもいいので、こういうものが子どもたちにとっては声をあげて伝えるトレーニングになっていくと思うんです。

事務局： 区でも力を入れている子どもレターも、子どもたちが残念だと感じるような返事をしてしまったら、もうこの子は意見表明をしにくくなってしまおうと考えて全力で応えていますので、そういう意味では、ここまでの話に出てきた「としま子ども会議」の事例であるとか、「利用者会議」の場面であるとか、「子どもレター」の事例であるとか、それぞれの場面での子どもの声を集められそうな気がしてきました。

委員長： このブラッシュアップについて現場の職員の方に聴くのはこれからですね。

事務局： はい。としま子どもの権利相談室にまずは聞いてみましたら、意見を返してもらえました。その中で特徴的だったのは、これを全部読むのは大変なので、細分化をして、場面と職種に合わせたものを作った方がいいのではないかということでした。大変な作業になるなとも思いましたが、先程の委員がおっしゃってくださった、その人にとって必要なページがすぐに見つけられるものとはそういうものを指すかと思いました。

委員： 全体の中に、限定的に必要な場面があるのだと思います。

委員長： 丁寧に子どもの特徴も書かれているので、まずは全体像が分かる入り口があって、そこをより細かくしっかりと確認したいときに「こういう特性のある子どもについてはこのページに行くといいですよ」という進み方ができる作り方をしていくといいのかもしれないですね。

委員： 資料でのブラッシュアップの視点のうち、①で職員等が「場面や目的に応じて活用」とありますが、どのくらいの分類を想定しているのでしょうか。

事務局： 例えば、子どもスキップとか保育園とかの施設種別ごと、と考えています。先ほど試験的に子どもの権利相談室の職員と話をした際は、専門相談員の方々だったので、有資格者・経験を積んでいる方にとっては当たり前の内容というのが

ありますが、どこまでがそのいわゆる専門職の暗黙の共通事項で、どこからが、ここが大切なポイントだと伝えるべきいわゆる勘所なのかっていうのが、私達事務職には見えてこないところです。そこは、現場の方々に聞きながら進めていくとよいでしょうか。共通の当たり前の事項を懇切丁寧に書くと、そこはわかっているところですからと共感が得られなくなったりするのかとも考えています。

委員長： 共通の知識・経験の基盤があることを前提に、それぞれの現場での特徴を踏まえたことを、といったところですね。あまり細かくすると、マニュアルばかり見て子どもの顔を見なくなってしまうといった本末転倒になる心配もあります。

事務局： 他に出た意見としては、委員の皆様と共通して、事例は入れたいというところであるとか、文字数が多いとか、実務者の経験の差をどうやってカバーしていくかであるなどのご意見をいただいています。

委員： 施設別なのか場面別なのか、場面という言葉にも様々な意味がありますし、施設種別とか行政機関種別とか資格種別といった切り口の場面もあるし、子どもが黙り込んでしまったとか、子どもの様子をベースにした場面もあると思いました。

委員長： 児童相談所では、子どもの権利ノートを活用しながら、一時保護所に入った子どもの意見を聴いていると思います。それでは、この件についてはもう少し議論をする時間の余裕があるということで、次の議題に進みます。

委員長： それでは、次に子ども・若者関係審議会の見直しについてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員： ここに挙げられている三つの審議会の他に、児童福祉審議会（以下「児福審」という。）がありますよね。三つの審議会を再編成したあとに、児福審はどのような関係になるのでしょうか。

事務局： 児福審は、児童相談所を設置したことにより、「児童相談所が関わる子どもたち」の福祉を最優先で審議する会議体です。他の、いわゆる区全体の計画を審議する会議体等とは性格が異なることから、会議体を再編成しても別途残ることで想定しています。

委員： そうすると、子どもの権利の部分で見ていくと、児童相談所に関する事業なので、それは審議会として残すのは当然だとは思いますが、子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）と児福審で、いわゆる児童相談所に保護された子どもたちの権利をどうするかや、一時保護の措置変更でも子どもの意見を聞きましようということを進めていることを考えたときに、審議会の見直しの対象ではない単体の会議体だとしても、再編成後の体制において児福審と関係していると整理した方がいいかと思います。子育てで悩んでいる保護者に対して児童相談所がどう関わるかが課題となることもあるかと思います。三つの審議会とは役割が全く違うということは前提として、どのように整理していくのかというところと、課題として考えてもいいのではないかと思います。

事務局： ありがとうございます。

児童相談所、または一時保護所に保護されている子ども達については、必ず週1回、子どもアドボケイトによる意見表明支援行われていたり、児童養護施設の子供達のところ子どもアドボケイターが巡回しているという状況です。その意

見表明支援の役割を、今後どのように広げていくのかについては今後の課題の一つとして考えています。子どもの権利相談室の中に相談員だけではなくてアドボケイトの役割もきちんと配置する必要があるのかや、それよりは子どもに関わる施設職員の一人一人がアドボケイトの役割を担えるようにしていくのか、もしくはその両方をやるのかということです。

委員：行政体制を整えることによって新たな課題が見えてきたということが、今回の見直しにも重要な影響を与えているということが確認できたように思います。

事務局：今後、審議会の体制の見直しに伴って、委員の構成もあらためて役割に合わせていく中で、新体制では、例えば若者の支援団体に入っていただくとか、児童相談所と連携している団体のアドボケイトの方たちにも委員として入っていただくことも必要じゃないかということを、事務局で議論していたところで、まさにそこにつながる話だと思いました。

委員長：審議会の概要というところで、計画について審議していく枠組みとして、豊島区はなぜ青少協にしたのだろうかという疑問が前々からあるのです。計画行政は、エンゼルプランという少子化対策のところから始まったと記憶しています。地方版エンゼルプランを策定するために何らかの審議会を作って始めて、多くの自治体で総合的な計画を立ててきました。その後、2003年に次世代育成支援対策推進法という法律ができて、この法に基づく計画を立てるときには、次世代育成支援対策地域協議会という会議体を作って、そこで計画の策定や評価検証を進めてきた。それが今度は10年後に子ども・子育て支援法ができて、子ども・子育て会議が始まったので、次世代育成支援対策地域協議会を子ども・子育て会議に統合するようなケースが多かったのですが、豊島区の場合は、青少協という非行防止や防犯といったことを目的とした会議体で、計画の策定や評価検証してきています。

事務局：エンゼルプランの次に次世代育成支援行動計画があって、そこに子ども・子育て支援事業計画が含まれていて、それとは別に子ども・若者育成支援推進も一緒に進めてきて、その統合と子ども施策も一元化した方がいいのではないかとということで、豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会が設立されました。

委員長：若者関係の子どもの権利の視点が出てきた法律ですね。改めて、どうして青少協がこういった会議体になったのかと思ひまして。

事務局：青少協が一番豊島区の中で歴史ある会議体で、さらに地域の各団体の方々に一番ご参画をいただいている協議会であるからと思います。この青少協に諮ることによって、地域の方々にも広くお諮りできるというところからの経緯でないかと考えております。

委員長：なかなか、定例協議会で意見が出てこないことが課題だと思っていたのですが、元をたどれば、本来の青少協に地域防犯に関わる方がいて、そこにPTA連合会などが加わって今の体制になったということですね。

委員：子どもの非行が、まちの治安が、と言われていた時代に作られた法律に基づいて設置された協議会ですから、それならば例えば警察の方が委員にいたのは当然だと思います。途中からPTAが参画したりしていることも含めて、今後、これか

ら、青少年問題という言い方もどうするのかということもあると思いますし、語彙の整理をしたほうが動きやすくなるのではないかと思います。

事務局：新しい体制になるにあたり、子どもの抱えている困難を取り扱うことを青少年問題という言葉で表していいのかどうかというのは、私自身も気になっていました。一方で、子ども・子育て会議は法的な会議でありつつも、子どもの定義が変わりゆく中で、若者も包含されていることが見えるように明示する必要があります。そういったところで世田谷区が子ども・若者・子育て会議という名前にしたというのが一つの事例で、これが一番近いのかなと考えていたところです。先日、23区を対象に状況調査をしたところ、青少協を持っている区はありますが、豊島区のように中核的な存在として継続しているところはあまりありませんでした。豊島区全体としては、セーフコミュニティというWHOの認証を受けており、地域と一緒に安全・安心の取組を進めておりますが、その中に子どもの安全・安心という部会があります。今後、計画の進捗を見ていく役割を新会議体が担うのであれば、青少協は本来もっていた子ども達の安全安心という課題の対応に特化し、歴史ある青少協を残す・残さないという議論とは異なるアプローチで検討できるのではないかと考えているところです。

委員長：豊島区は包括的な計画をしっかりと作り、様々な施策を総合的に計画行政を進めている自治体なので、この計画を議論する枠組みとして青少協が非行に関する問題や困難を抱えている子ども・若者たちについて議論する場であるとしたら、そういったことも包含する形で総合計画を議論するのか、あるいは切り離すのかといった二つの方向性が考えられますよね。

事務局：世田谷区は計画を見直すタイミングで審議会も見直したそうですが、豊島区は先に計画の見直しをして一つにしたので、審議会の見直しについてはどこのタイミングでやるか、そもそも見直しの必要性をどこに置くかということも明確にする必要があると考えています。事務局で再度整理をした時に、青少協は元々の役割の精神を受けて担うのかについて、豊島区としては安全・安心や、更生保護の観点で、再犯防止推進計画や犯罪被害者等支援条例の策定を行っています。むしろそれらを、子どもを守る観点や、予防ということも含めて、新会議体として持つ必要はあると思います。非行が良い悪いではなく、その背後にある生きづらさやどうしてそこに至ったか、きちんと声を聴いて、支援することに繋げるという点で、まさに警察の方との連携は視点として大事だと思いました。そういう意味では、先ほども挙がりましたが、安全安心や予防的なものを対応する部会を設置する方向でスリム化した方が動きやすいかもしれないですね。30人規模でやるよりも、部会の目的に応じて知見を有する人に委員になってもらう形での整理かと思います。

委員：この点については、例えば川崎とか新宿とか大阪とか、ある程度同じような行政規模と行政課題を持っているところという点では、いわゆる繁華街を中心とする自治体を参考にする必要があり、世田谷区を参考にすることの難しさがここにあるかと思います。

- 事務局： 世田谷区をモデルにした理由の一つとしては、児童相談所設置区であるということ
ころが大きかったと思います。豊島区との共通点として、子どもの権利条例制定
区であり、権利委員会があり、権利擁護委員がいて、子どもの話を聴く相談室が
あること、そして既存の会議体があること。そういう共通点があることと相互の
関係性をどう整理したかというところでは参考にしました。
- 一方で、繁華街として新宿、渋谷、池袋って三つ並び称されるようなところとし
て、どのように進めていくのか、特に青少協の地域連携と警察連携や、東京都と
の連携とか、そういったところも踏み込んでいく必要があろうかと思うので、引
き続きしっかりと検討していきたいと思います。
- 委員長： 青少協の本来のコアになる委員の方々が、どういう会議体でどのようなことを議
論したいと思っているのかについても聞いていただくといいですね。
- 委 員： 青少協の委員として名前が載っている団体にかかわっていますが、定例協議会に
は、会議の中身はよくわからないけど、招集されたから来ている人も実際はいる
のかもしれない。でも、集まる場があると挨拶や意見交換ができますから、こ
れだけのメンバーが集まることはなかなかないことですので、集まる場としては
年に何回か必要ではないかと思います。顔ぶれが同じの方もいますが、うまく統
合するなど検討いただけたらと思います。
- 委 員： 今回は大きな局面ですね。私は委員ではありますがけれども、でも現場の職員では
ないという立場での意見ですが、せっかくこれだけ議論している時に、例えば 20
年後のこの審議会が法律なり、ここで議論されているものの理念に則った時に、
どうあるべきなのかという視点からの整理はどうかと思います。有識者、地域の
長とつく方々が集まって、それこそ大人中心の会議体かもしれないですけれど
も、20 年後ぐらいは、例えば半分ぐらいは子ども・若者関係の会議には若者の
当事者で構成される会議体の理想を持つのもいいかと思います。この審議会の大
元に、こういった精神があるといいなと思いました。こういう中央の審議会の中
で、子ども・若者を審議会のメンバーとして意見表明と反映の取組を進めてもい
いのではないかと思います。
- 委員長： 世田谷区では若者委員が入っていて、ユースカウンスル事業ですとか、子ども・
若者が参画して意見表明するという形になっているので、個人的にはこちらにつ
いても打ち出していきたいと思います。
- 事務局： 国がリードして若者委員を入れていて、その若者たちが本当に意見を言いやすい
環境なのかどうかというところを、会議として検討しているかと思います。まず
参画してもらうだけでなく、参画した先でどう意見を出してもらうかというところ
の検討が始まっているところです。意見を言う時、たった一人で入っているよう
な若者委員は意見を言いづらいこともあるでしょうし、子どもならではの意見
をと求められても言いづらいだろうと思うのです。豊島区は後発になるので、子
ども委員、若者委員が意見を言いやすい委員会とはどういうものであるかという
のを、先行知見を活かしつつ設定を検討したいと思います。
- 委員長： それでは、次の議事に進みたいと思います。

2 議事

(2) 子どもの権利委員会との連携・情報共有について

- 委員長： 整理の方針と案ということで、青少協と権利委員会とでどのように役割を分担しつつ連携していくかについてお話いただきました。
- 青少協は、計画の策定ということで、今年は新しい計画ができて1年目ですので、少し余裕がありますが、次の計画の策定が視野に入ってくる時期になると、実態調査をするために調査項目をどうするかや、調査後にどう分析していけばいいかなどの議論が想定されます。青少協は計画の策定と実態調査を丁寧に進めていくということは外せない内容だと思いますけれども、権利委員会については、この一つ目の「子どもの権利が保障され、子供が自分らしく成長できるまち」の項目以外にも、アイデアブックを活用しながら事業の質的な向上を図っていったいくといった整理もありましたが、いかがでしょうか。
- 委員： 青少協と権利委員会とでは評価検証の対象が異なるということかと思いますが、それぞれがどこを評価するのか、改めてご説明いただけますか。
- 事務局： 青少協については、団体の代表者等、現場の知見を有する方々に広く委員を担っていただいております。所管課による評価結果や、アンケート調査の回答などを地域の目線で幅広く見ていただきたいと思っています。また、今の子どもの動きを見て必要な施策というよりは、将来、例えば20年後を見据えて全国的な課題の中で豊島区にはこういう視点が必要ではないかなど、中長期目線でのご検討をお願いする想定でいます。
- 新しくできた多文化キッズコーディネーターに関していうと、具体的に行われている内容や、保護者がこんな課題を持っているがこれでよいのかという点の検討よりは、この拠点だけでよいのかとか、こういう視点のこういう取り組みでよいのかといった点をご審議いただくイメージです。
- 委員： それならば、権利委員会はどう少し現場寄りで、現場レベルでの検討をするということですね。
- 事務局： そうですね。資料は昨年度のものですが、青少協の委員の皆様に見ていただいている数字とは別に、権利委員会では6つの調査項目を設定し、事業においてどのように子どもたちへ事前に情報提供を行っているかや、どうやって子どもの想いを活用しているのかなど、具体的な取組について区からご報告しています。その取組内容に対する質問やご意見を権利委員会からいただいて、それをどのように施策の課題として位置づけていくのかについてご審議をいただくことが青少協の役割と想定しています。
- 委員長： そうすると、権利委員会も調査をより全体に広げていこうということと、アイデアブックをもっと定着させて使ってもらおうということでしょうか。
- 事務局： 権利委員会では、現在諮問内容の調整中なので、具体的な取組内容はまだ決まっていますが、今の課題と昨年度の答申の内容を踏まえて、子どもの権利の視点から検証すべき事業の考え方を整理することと、アイデアブックの最後の検証の

ところが自己点検で、これでステップ5が終わっていたかと思いますが、こちらは昨年度の青少協の委員の皆様から、豊島区として審議会での検証も含めて、どのように子どもの権利の視点を踏まえた意見聴取反映を検証していくのかということが整理しきれていません。その仕組みという形で検証部分を少し厚く作っていく必要があるのではないかとということをご指摘いただいています。この点を権利委員会の皆様からご意見を頂きつつ、整理したいと考えています。

委員： 子どもの当事者参加との関連ですと、子どもも含めて当事者が入ってくる場としてどういう会議体を目指すのかを考えていくと、当事者から現場を知り、現場で働いている職員の方を審議会に新たに迎えるとなる時に、青少協の所管事項は進捗管理と総括に集約をした書き方になっていると思うのですが、アイデアを出していくとか、未来を一緒に作っていくという、このアクションステップを回していくという点で考えると、アクションステップをどう位置づけるのかという整理が必要かと思いました。

委員長： 青少協でも、もし、子どもや若者が委員として参加してくると、アクションステップを通して計画を回していくということと、少し現場から離れたところから見る、俯瞰するということが難しくなるのではないかなということがあるかもしれませんね。

事務局： 事務局想定では、審議会に直接子どもや若者に入ってもらおうというよりは、まず、子どもや若者の支援団体に委員をお願いする方向で検討を進めています。というのも、子ども・若者の審議会参画の考え方について国に直接問い合わせをした際に、審議会の委員となることがこども大綱にある子ども・若者の参画であるということではなく、それは一つの手段であって、区が行っている「としま子ども会議」も、子どもが参画して意見表明し政策反映に向けた取組の一つであると位置づけられるというお話をいただいているところです。審議会に子ども・若者といった当事者が入ることはあたりまえのこととして考えるべき視点だということとは理解しておりますが、その前に、これまで積み上げてきたもの、抱えているものの整理が必要で、まずは9月までにこれを進めたいと思っています。

委員長： 子ども達同士で会話をしたり、「これってこうなのかな」等、議論したりする場があって、それを基盤にして委員として入れば話することができるかもしれないけど、一人でポーンと入るのは難しいと思います。

事務局： 支援団体に入っていただくとしても、やはり一人ではなく何人かに入っていただくような流れになるかと考えています。

委員： わかりました。これまでの話と紐づけつつ、見直しの入り口としては、まずこの示されている役割分担と、プラスアルファのところをどうしていくかということを検討課題とするということで承知しました。

事務局： いずれにしても、青少協で蓄積されたこれまでの経過を権利委員会に繋いでいくにあたり、双方の役割をふまえた適切な繋ぎ方や、あるべき姿の模索と確立にはどうしても数年を要するのではないかと考えております。
情報をオープンに連携を密にするという方針は変えずに報告をしていくことを大前提と考えております。

- 委員長： 作業スケジュールでは、9月には見直し方針の原案が出ていることになっていま
すね。他にご意見いかがでしょうか。
- 委員： 権利委員会の意見も、青少協の意見、専門委員会の意見も、基本的には区施策に
反映する目的で整理されていたかと思いますが、この見直しによって、権利委員
会が意見を述べる相手の一つとして、青少協が入ることになるかと思いますが。役
割分担をどのようにしていくかということにも関連しますが、意見を受け止めた
青少協が、それに対して回答をするという経路ができることで、青少協と権利委
員会との間で情報共有の主要な方法として位置づけることができるのではないかな
と思いました。
- 進捗管理にあたっては、優先順位の設定や、アジェンダの組み方がおそらく青少
協の役割になり、権利委員会は、ここは配慮するけど、ここはうまくいかないの
で意見を求めたいといった形で、次のフィードバックへつなげていくといった役
割を分担していくということになるかと思いました。進捗管理をするうえで意見
する立場と、子どもの権利を考えたらこういう取組みが必要なのではないかとい
う意見を述べる立場として役割を分担していくのかと考えていたところです。
- 事務局： はい。基本的には、推進と検証、進捗管理と検証という役割分担と考えて進めて
おります。
- 委員： 進捗管理とはいえ、単純に管理をするだけでなく、管理してできることとでき
ないことに対してどう責任を持つかということを考える青少協と、できているこ
との中で評価をするところと課題を明らかにする権利委員会という分担になるの
かもしれません。
- 委員長： 次回に具体的に進めていくことにしましょう。
- 事務局： 今回は、定例協議会の開催を7月31日に予定しています。専門委員会は9月を予
定しております。後ほど、事務局から日程調整のご連絡をさせていただきますの
で、よろしくお願いいたします。
- また、今回の議事に対するご意見やお気づきの点等ございましたら、7月3日ま
でに、事務局までお寄せいただけると幸いです。事務局からは以上です。
- ペーパーレス化アンケートへのご協力をお願いいたします。
- 委員長： それでは以上をもちまして本日の第33期第1回専門委員会を終了いたします。
- 以上